平成24年分 市・県民税の申告と所得税の確定申告受付は 平成25年2月18日(月)から3月15日(金)まで

間 税務課市民税係(内線171・172)

■申告日程および会場

- ▶ 多治見税務署 2月18日(月)~3月15日(金)午前9時~午後5時 ※土・日曜日を除く
- ▶土岐市の申告日程・会場(受付時間 午前9時~午後4時)



※市役所税務課では申告受付を行っていません。

- ※午前中は混雑が予測されますので、時間にゆとりをもってお出掛けください。
- ※混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

≫年金または環付のみ申告する方

次に該当する方は、**2月6日(水)~8日(金)**に文化プラザ・ルナホールで申告することができます。確定申告中は会場が非常に混雑しますので、この機会にお出掛けください。

- ▷公的年金のみ受給している方の申告
- ▷医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告

所得税の確定申告が必要な方

- ▷サラリーマンで給与収入が2,000万円を超える方/ 2カ所以上から給与を受けている方/給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ▷医療費控除など各種控除の申告が必要な方
- ▷所得税の還付を受けようとする方
- ▶事業所得や不動産所得がある場合、土地や建物を売った場合で申告が必要な方

詳しくは多治見税務署へ問い合わせください。

市・県民税の申告が必要な方

平成25年1月1日現在市内在住で、下記に該当しない方

- ▷平成24年分の所得税を確定申告する方
- ○前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方 (ただし、所得が給与のみでも、勤務先から市へ給 与支払報告書が提出されていない方や医療費控除な どの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があ ります)

年金所得者の方はご注意ください!

平成23年分から公的年金など(主に日本年金機構からの年金および企業年金)の収入金額が400万円以下で公的年金など以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告は不要です。ただし、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や国民年金保険料、介護保険料が高額になることがあります。

※所得税の還付を受けることができる場合は、還付申告が必要です。

■申告できる会場

- ①市・県民税のみを申告する方 ≫ 市内の会場
- ②所得税の確定申告をする方で、次のいずれかに該当する方 ≫ 多治見税務署

事業所得や不動産所得があり、収支内訳書を作成していない/青色申告をする/損失申告または譲渡所得がある/所得税の住宅関連の控除を初めて申告する/特定口座の株式配当、先物取引がある/消費税、贈与税、相続税の申告をする

①・②以外の申告は、どちらの会場でも申告できます。

■申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書または所得税の確定申告書(申告会場にもあります)
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ③平成24年中の収入金額の分かるもの…源泉徴収票(原本※)、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など ※控えが必要な方は、事前にコピーをお取りください。
- ④所得税が還付になる方は、本人名義の預貯金通帳
- ※老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル」 (☎0570-05-1165) へ問い合わせください。

■各種控除と手続きに必要なもの

- ▷社会保険料控除…支払金額が分かるもの(領収書など)
- ※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額は、1月下旬に市役所各課から送付される確定申告 用のお知らせをお持ちください。
- ※国民年金保険料の場合は、納付したことを証明する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(領収証書でも可) が必要です。
- ▷牛命保険料控除・地震保険料控除…保険料控除証明書(支払証明書)
- ▷障害者控除…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- ※平成24年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、市高齢介護課発行の「障害者控除対象者認定書」が必要です。
- ▷医療費控除…平成24年中に支払った領収書(薬局に支払った場合は薬品名の記載があること)

1年間に支払った医療費(保険金などの補てんを差し引いた額)が一定以上の場合、控除の対象となります。 対象となるのは、①総所得が200万円以上で医療費が10万円を超える場合 ②総所得が200万円未満で医療費が総 所得の5%を超える場合です。

- ※健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるものが必要です。
- ※おむつを使用している人は「おむつの領収書」および医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。医療費控除が2年目以降で要介護認定を受けている一定の方は、「おむつ使用証明書」を、市高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。
- ※領収書はあらかじめ合計額を計算し、医療費の明細書を作成しておいてください。

〈平成24年分(住民税は平成25年度)から 生命保険料などの控除の改正〉

介護医療保険料控除が創設され、一般生命保険料などの控除額が改定されました。

各保険料控除額の適用限度額

L MAX THE SECTION OF				
保険などの種類	旧契約		新契約	
	所得税	住民税	所得税	住民税
一般の生命保険料	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円
個人年金保険料	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円
新 介護医療保険料	_	_	4万円	2.8万円
合計適用限度額	所得税12万円·住民税7万円			

新契約とは、平成24年1月1日以降に締結した保険契約などのことです。

※旧契約・新契約の両方に該当する方は、申告の際に両方の保険料控除証明書を必ず持参してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すると、申告書の作成や税務署への送付が自宅でできます。

7 広報とき 2013.1.15 2013.1.15 広報とき 2013.1.15 201